

令和4年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（令和4年12月16日）

---

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において3番山川裕正さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、行政常任委員会委員長より報告4件、能登議員ほかからの意見書案3件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問は、通告された範囲を逸脱しないようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

質問順序 5、議席番号 3 番、山川裕正さん。

一つ、温泉施設利用優待事業について。

一つ、持ち家のある市民が市営住宅に入居申込みする場合の対応について。

一つ、市道等の草刈りについて。

一つ、宅地分譲について。

以上、4 件について。

山川裕正さん。

○3 番（山川裕正君） おはようございます。

通告書に従いまして 4 件質問いたしますので、よろしく申し上げます。

件名 1、温泉施設利用優待事業について。

温泉施設利用優待事業は、65 歳以上の高齢者と障がい者に年間 5 枚の利用券が交付されており、令和 3 年度決算実績報告書を参考として掲載していますが、温泉施設利用優待事業の決算額は、高齢者が 228 万 5,000 円、障がい者が 1 万 5,000 円であります。高齢者の予算額は、316 万 2,000 円ですので、予算執行率は 72%、障がい者の予算額は 5 万円ですので、予算執行率は 30%でございます。高齢者は、1,635 人の対象者に対し利用券交付者数は 1,087 人、交付率は 66%で、障がい者は、16 人の対象者に対し利用券交付者は 8 人、交付率 50%であります。令和 3 年度の決算実績の利用券交付率と予算執行率を見ますと、利用券を増やすことが可能と考えますがいかがか。

件名の 2、持ち家のある市民が市営住宅に入居申込みする場合の対応について。

市営住宅の入居者資格には、現に住宅に困窮していることが明らかであることと記載があり、持ち家のある方は別に相談してくださいとあります。高齢者が持ち家を売りに出して市営住宅を申込みする場合は、どのような相談対応しているか伺います。

件名 3、市道等の草刈りについて。

令和 4 年度の市道等の草刈り事業は、草刈り作業員の応募がなく、市内業者への委託となりましたが、来年度の草刈り業務はどのような対応を検討されているか伺います。

件名の 4、宅地分譲について。

定住促進を図るために、旧西小学校グラウンドを宅地分譲し、11 月 15 日から受付を開始しております。分譲受付の状況とグラウンドの残地と旧校舍等の周辺整備について、今後の対応を伺います。

以上、4 件質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） おはようございます。

私のほうからは、件名 1 の温泉施設利用優待事業について御答弁を申し上げます。

この温泉施設利用優待事業でございますけれども、現在の現状の利用券交付率や予算執行率の状況から、制度の在り方自体を再検討する必要があると考えており、交付枚数を含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） それでは、私のほうから件名 2、持ち家の関係と、件名 3、草刈りの関係についてそれぞれ御答弁申し上げたいと思います。

まず持ち家ですが、持ち家の方による市営住宅申込みの際は、持ち家を売りに出しているこ

とが認められる関係書類等の提出を求めており、さらに買い手がつく、つかないに限らず、建物の譲渡もしくは解体の誓約書の提出を要件としていることなど、相談者に説明しているところでございます。

続きまして草刈りについてですが、令和5年度においては、全て市内業者への委託業務と考えており、面積は市内全域で約8ヘクタールを予定してございます。なお、令和4年度の実績は、市内業者6者にて実施したところであり、面積は約6.6ヘクタールでありました。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうからは、件名4、宅地分譲について御答弁申し上げます。

受付の状況につきましては、12月12日現在申込みはない状況でございます。また、旧グラウンドの残地等の今後の取扱いにつきましては、市有地の売却状況を見極めながら、緑地帯やオープンスペースとしての整備など、土地の有効活用はもとより、住生活の充実が図れるよう努めることとしております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） ありがとうございます。それでは、再質問いたします。

まず、1点目の温泉施設利用優待事業でございます。答弁で、交付率や予算執行率の状況から、制度の在り方自体を再検討するという答弁でございましたけれども、現状でどのような、制度の在り方などをどのような感じでちょっと再検討するか、ちょっと頭にあることがありましたら伺います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 本制度についての在り方の再検討ということですが、議員おっしゃられるように執行残ある中で枚数を増やす、それも一つの方法だと思うのですが、実際、対象者に対しての交付率という部分を考えますと、実際要らないのか、使えないのか、そういう形で受け取っていない方がいらっしゃるという部分があります。その方に対して実際どうなのかという話なのですけれども、温泉の利用優待事業ということですから、温泉を使えない人は仕方ないのかなという考え方にもなるのですけれども、そういった面、例えば違う方法で何か優待に代わるような形を取ることができないかとか、その利用券を使えない人たちにそういったことができないかということも含めて検討していかなければならないというふうに思っております。その中で、交付枚数の枚数を増やすとかということも併せて検討を進めるといことになります。具体的に何がと言われますと、ちょっとそこまではまだ考えが及んでおりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 交付枚数5枚ということで、よく5枚ならということで、1年分12か月といったら12枚になるから、ちょっとそこまではいきなりとは思いますが、これ5枚ということで、予算財源的には、この予算、この利用優待事業の予算の財源としては、どのようなものを財源として今やられているか質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） この優待券の財源についてという部分でございますけれども、高齢者の生活支援という大きなくりの中では、実は過疎対策事業の基金を活用しながら実施しているところなのですけれども、この事業につきましては、内容を調査しましたところ一般財源ということで採用しているということです。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 一般財源ということで、昨日の質問の中で、交通弱者の移動手段ということで、これも結構それなりに財源かかるなどと思って聞いておりました。

今の答弁で、交付枚数も含め検討するという答弁でございましたけれども、企画財政、予算編成の立場から交付枚数の増というのは、これから予算編成する中でいろいろ検討されると思うのですが、企画財政課長としてはどのような見解をお持ちか、ちょっとお聞きします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 予算編成につきましては、これから進めていくわけでございますけれども、今、あらゆるいろいろな市民サービス、高齢者対策含めまして、過疎対策特別事業ということで、基金に積みながら実は実施をしているところなのですが、これが現在9事業を、当初は24年頃から始めているのですが、9事業まで積み上がってきておまして、現在2億3,000万円ぐらいの基金残高ということではございますけれども、先ほど議員もおっしゃったように新たな高齢者対策ということも念頭にあるものですから、抑えながら市民サービスを維持していきたいとは考えておりますけれども、その辺のところは、これから関係所管とも協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 来年度事業の優先事業としては、温泉施設利用優待事業よりも交通弱者のほうが優先順位は高いなどは思いますので、予算編成の中で協議を、交付枚数の増についても予算編成の中で検討をお願いしたいと思います。

2件目の持ち家のある市民がということで、答弁の中で、建物の譲渡もしくは解体の誓約書の提出を要件としているということで、この建物の譲渡というのは、例えばどのようなものの提出を求めているのか、ちょっと質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 建物の譲与というか、譲渡もしくは解体ということで、要は建物の所有権がもう既にその方の入居するであろう方、届出を受付をされる方の所有ではないということが明らかな場合は、当然持ち家という解釈にはなりませんので、譲渡もしくは、ここに書きましたけれども解体の誓約という表現を使って御回答させていただいたところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 建物の名義が変わるということは、もうあれですよ、もう住んでいる、まだ住んでいるわけですから、自分の持ち家に、住んでいて申し込むわけですから、そういう譲渡されているという書類は当然ないわけですよ。それについて、もう1回、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 例えばですけれども、よく家を売買される場合には、仲介業者に頼むケースもございます。そこに居住していながら売りに出すこともありますし、居住しながら解体するということを申し込み、そしてその見積書を提出していただければ、名義がたとえその方の名義だったとしても、今後解体する、そして誓約書をいただくということにつながっていくかと思っておりますので、名義を変えることは、先ほど答弁の中で解体、譲渡、もしくは解体というのが一番一般的な考え方で御回答させていただいたところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 例えば、市の空き家バンクの登録とか、昨日の市長答弁にも空き家バンク予備軍に登録ですとか、そういう登録することが、登録したことが確認されれば例えば申込みオーケーとか、そのような対応を取っていただかないと、結局、私の家の近くでも、市営住宅申し込むのに結局家を売らないと申し込めないということで、不動産仲介業者に結局安く売ってしまった。そのあと、家族いる、家族の多い世帯で、欲しいという話があったけれども、もう不動産業者のほうでも売ってしまっていたということで、だからなかなかやはりそういう不動産業者となってくると、もう本当に不動産業者に売ってしまうので、だから空き家バンクに登録したとか、空き家予備軍のバンクですとか、そういう登録すればもう、結局家を離すのだという意思が十分に、市役所のほうに自分の意思はこうだよという明示できると思うので、その辺の対応はどのようなのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） ケースとしては、当然そういうことも想定されると思います。一方、例えば売れない場合、売れなかった場合、賃貸に例えば切り替わったりなんかすると、その所有権は変わらないまま残るわけで、北海道のほうの御案内、御質問も私させていただいて、いろいろ調べたのですが、一般的にはその誓約書を頂く上でも、例えば住宅がもう水道が破裂して住めない状態、生活困窮者を市営住宅は受け入れるという大義名分がございますので、その住宅が例えば所有者として持っていたとしても、もう潰れそう、ないしはもうすが漏りがすごい、居住空間が確保しきれてない部分においては、当然誓約書を頂いて解体するもしくは譲渡するという、最初の御回答になりますけれども、今の言っているケースになると、まだ建物がきちっと住める状態なので、その対応については、空き家バンクに登録したから、予備バンクに登録したからといって、確かに誓約書をもらって対応はしたいのですけれども、その次の展開までも考えておかないとならないと思いますので、ちょっと検討させていただければなと思っていますところところございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 当然、空き家バンクの登録、たしか企画財政だと思いますので、その検討は建設課、企画財政等含めて、庁内全体である程度前向きな対応していただかないと、結局住宅売りたい人が結局急いで売ってしまうということで、なかなか実際に市営住宅では狭くて困っている方もいるので、本当にその辺、柔軟な対応をしていただきたいと思いますがそれでも、それで、持ち家が老朽化して、例えばもう老朽化して住んでいないと。たまたま親が市営住宅に住んでいるから、そこに入っていて、住民票だけは古い老朽化した住宅にそのまま住民票置いてあったと。役所のほうに申込みに行ったら、住民票移しに行ったら、いや、持ち家ですよ、持ち家に住んでますよねと言われたという、そういう話も聞いたこともあって、今答弁で、何か例えば水道が破裂、漏水して住めないだとか、そういうことも加味して住宅に申し込む、もしくは住民票も親の家に移すといった場合に、その辺も柔軟な対応を建設課窓口でやっていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます。最初の御質問でもいただいたとおり、ホームページで持ち家のある方は別に御相談くださいということがその趣旨でございます。それぞれその方々に対応する相談をこちらにも真摯に受け止めて、当然住宅困窮、生活困窮、要するに困窮しているのだという方が市営住宅に入れるという大義名分がございますので、一方でもう立派な豪邸があって、それを今売らるから、空き家バンクに登録したから、予備バンクに登録したからといって入れるかという、その検討においては、ちょっと慎重にさせ

ただいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 僕たちは、空き家バンクに登録したから、もう申込み受け付け、逆にほかの市民から、あの人あんないい家に住んでいるのに何で申し込めるのだと、そういう苦情も重々想定されますので、企画財政サイドと前向きな検討をしていただきたいと思います。

市道等の草刈りです。答弁で、今年は6.6ヘクタール、来年度については8ヘクタールということで、約1.4ヘクタールほど増えておりますけれども、この増えた部分というのはどういう部分、例えば今年できなかったサイクリングロードの脇の草刈りですとか、その増えた要因はどこなのか、ちょっと質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 図面上、約片1メートル程度で両サイド台帳上に応じて計算をしたものを、まず今年試験的にということで発注いたしました。その結果、約この差が生じてきておりまして、正確には箇所も実は具体的に分かってきたところも何か所かございました。したがって、精査した結果ということで、どこがということではないのですけれども、細かく拾い上げた結果、その積み重ねが大きな差になってしまっている状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今年10月ぐらい、9月か10月ぐらいに建設課のほうから、町内での程度市道等の草刈りしているかということでちょっと聞き取りあったのです。きっと全町内会に対してそういう聞き取りされたと思うのですけれども、その聞き取りの結果はどのような感じだったのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 各町内会ごとにお聞きしたというのは、ちょっと残念ながら当係、グループではちょっと確認取れてなかったところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 私の自治会、中央地区自治会は、建設課のほうからちょっと聞かれてお答えしたものですから。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 申し訳ございません。一般的な聞き方で、過去に草刈り部隊が草刈りをしてきた箇所と、それから今現在お困りになっている箇所と含めてお聞きした経緯はございますけれども、具体のところは、実は今、私の手元の資料にも上がってきておりませんので、従前同様の御回答で、問題はないかあるかはちょっと別にしても、御回答いただいているということで、約40か所の箇所に網羅されています。そのうち1件が、市営住宅の空き家等々もございまして、総箇所数でいけば今のところ41か所、それとこれから査定がございまして、各所管それぞれ草刈りの事業を対応して今までございました。例えば教育委員会、管財、いろいろと各それぞれでやっていたものを、建設のほうで取りまとめて、全部今、一括して対応した場合どうなのかということも試験的にはやったのですが、漏れも若干生じているところも実はございまして、予算査定の中でそこはさらに肉づけをしていって、精度の高いものにつくり上げていきたいかなと思っておりますので、今のところ、現在は40か所という把握をしております。町内会からの御要望については従前同様という形で今予算を査定に臨むところでございました。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今答弁あった41か所というのは、例えば教育委員会が所管している何か所とか、例えば児童公園だとか、そういうことでの40か所ということなのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） そのとおりでございまして、ちょっと各細く小計を出しておりませんけれども、具体を申し上げますと、まず市道、それから公園、それから住宅管理に関わる公園、公園にもいろいろ種類ございまして、そのほか生活道路及び市有地、以上になってくるかと思えます。そのほかに、先ほど言いました市営住宅の空き家の草刈りというものも含まれてくるかと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今年、建設課のほうから、これちょっと新しいナイロンコードなのでということで、ナイロンコードとか少し頂いたのですけれども、こういう草刈り、草刈り実際にやっている町内会等に対して、こういうナイロンコードだとか、そういうものの配布というのは、来年度は検討されるのかちょっと伺います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 恐らく消耗品で当市に余っていたやつというか、使い途中のものをお使いしていただくということで、試験的にどうでしょうかということでお渡しした記憶がございすけれども、恐らく予算科目上では原材料費で、そしてそれを支給するような格好になるのか、それとも自分たちで使うのか、場合によっては町内会のほうですから委託業務にならないとは思いますが、どのような対応がよろしいのかは、ちょっと検討はしていきたいかなと思っております。ただ、金額においては、従前同様、大体決められた金額の中で消耗品においても、草刈り、例えばナイロンカッターです、対応してございすので、委託業務に今切り替わった以上、予算科目上は残念ながら持ち合わせる予定は実はしていなかったところとございす。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 取りあえずあれですね、草刈り作業員がいて、原材料費があったわけですから、作業員がいないということになってくると消耗品も計上できないというのも分かるところでございすけれども、それで40か所、来年は8ヘクタールということで、前にも質問したのですけれども、うちの中央地区自治会のところに、例えば旧プールですとか旧幼稚園、草刈りされないままずっとあったので、プールと幼稚園はうちの中央地区自治会のほうで草刈りしたところとございすけれども、これというのは、今私がここで例えば要望すれば、この40か所に例えば加えるですとか、その8ヘクタールに加えるとか、その辺は可能なのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 恐らくそういうことも含めて、各自治会、町内会自治会のほうにお聞き取りをしたかとは思いますが、まだ査定は終了しておりませんので、そのような御要望があったということであれば、面積とか含めて計算し、検討させていただきたいと思えますが、基本的に建設協会を中心としたかなり大きな面積、そして時期的にもちょうど複層するような時期の作業になりますので、やるほうにおいても、ちょっと検討する時間、猶予も必要だと思えますけれども、御要望があったということは承りさせていただければと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 確かに面積も広いですし、市内業者もなかなか作業員の確保が難しいという状況もあると思えますので、前向きに草刈りのほうの対応をしていただきたいと思いますと思いま

す。また、含めて、住宅解体跡地の、住宅解体した後、どうしても山に近いので、住宅壊した後草刈りしないと、もうだんだん山になるというか、その辺も併せて予算査定の中で検討していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 今のところ、ちょっと私、所管、管財のほうになってくるのが、市営住宅の絡みにおいては、残念ながらそこまでこの間、過去にも取り組んできていなかった状況でございます。恐らくそうなってくると、もうかなりなボリュームになってくると思われますので、中村中央地区ばかりではなく、もう全てのところに波及してくる懸念があります。したがって、やるとすれば、委託業務で町内会に対して委託をしていくとか、そういうような大きな話になってくるかと思えますけれども、必要最小限、例えば市道、公園もそうですけれども、皆様方御利用されるところにおいては必要最小限やらさせていただいております。市営住宅を解体した、本当に何も使ってない遊休市有地みたいなところにおいては、可能であれば町内会のほうの御協力いただければと思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今、解体跡地を含めて町内会に委託という、そういうことも検討の余地ということでありましたけれども、まだうちの町内は、まだぎりぎり、まだ後3年ぐらいは町内有志でまだまだ草刈り頑張れるなというような状況ですので、町内会に対しての委託ということもちょっと内部検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

宅地分譲です。旧グラウンドの今後の取扱いにつきましては、市有地の売却状況ということで答弁ありましたけれども、旧西小の校舎、これにつきましては、やはり、私もよくあそこ通るのでいつも思うのですけれども、何か宅地分譲地というよりも、学校敷地に何か宅地分譲地があるようなイメージがどうしてもあるのです。やはり今後買う人も、そばに体育館と校舎があるということになれば、何か住宅分譲地としてもイメージがなかなかちょっとなくて、ちょっとなかなか買うほうも、うんと考えてしまうのではないかと思います。校舎の解体については予算もかかると思いますが、財源厳しいと思いますが、校舎の解体については、あくまでも今後の売却見ながらということになるのか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員おっしゃるとおり、私たちもイメージ的に廃校になった校舎が隣にあるところが果たしてよろしいのかというのは、やはり同じような印象を持っております。以前にも校舎の関係の取扱いどうするのだという御質問もあったというふうには思いますが、財源の関係、それから跡地の活用を協議した上で、できる限り早く解体に向けて協議を進めていきたいなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） なかなか予算的に、財源的に厳しいと思いますが、前向きに検討をしていただきたいと思っております。

それで、分譲地の裏というか、道面に面した裏の法面、あそこは当然市有地で残るわけですよ。あそこ結構、例えば雑木ですとか、雑木結構、木が生えてくるとあつという間に大きくなってしまって、あの辺の雑木ですとか法面の草刈り、これに対してもそれなりに適宜対応されるということで、それについてちょっとお聞きします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） あそこのサイクリングロードから下に向かっている、法面か



ら発生して、議員が今回御質問あったように、造成した宅地の残地、周りにグラウンドももちろんございますので、ここに関しましては、新年度からもちろん整備をするように、草刈りも含めてという予算を要求することで、今準備をしております。ただ、その雑木、法面につきましては、これまでと同じような管理になろうかと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 同じような管理ということは、切ることはしないということなのか、ちょっと質問します。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） すみません。実は向かって右側のほうには、結構雑木が生えている状況は把握しております。この辺につきましては、機会を見ながら早めに処理するという事で考えています。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 分かりました。結構サイクリングロード、あれ見ていると、何か雑木が、せっかく桜植えてきれいなのに、雑木がもうそれに近くなって、かなり景観も悪いので、それについての対応もよろしくお願ひしたいと思えます。

4件質問いたしましたけれども、それなりに財源のかかる問題もありますので、予算編成の中でよろしく対応をお願ひしたいと思えます。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さんの質問を打ち切ります。

## 報 告 第 1 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第14号議案第42号歌志内市複合商業施設設置条例の制定について、令和4年12月13日行政常任委員会付託を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○行政常任委員会委員長（山崎瑞紀君） 一登壇一

報告第14号 議案第42号歌志内市複合商業施設設置条例の制定について。

次ページをお開き願ひます。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。議案第42号歌志内市複合商業施設設置条例の制定について（令和4年12月13日付託）。

2、審査の経過。12月14日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑を省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑を省略することに決しました。

これより、議案第42号歌志内市複合商業施設設置条例の制定について、討論に入ります。  
討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第42号歌志内市複合商業施設設置条例に対し、反対の立場で討論をいたします。

このたび、本条例が提案されました。今回の条例内容は、道北アークスありきで話が進んでいるものでありますが、今までの委員会などで条例制定が必要と訴えてきたところでありま  
す。その中で条例制定が行われることは一定の理解をいたします。しかし、今建てている施設  
は、公費で建てているものであり、道北アークスが建てているものでない以上、道北アークス  
ありきで話が進んでいても、企業誘致という名目であっても、地方自治法に沿った手順、手続  
が必要であると強く感じます。

今までの話の状況など、時間をかけた話合いの末にこの事業の話が進んでいることは十分承  
知いたすところであります。ですので、ここで進んでいる大きなこの事業が地方自治法に反す  
ることがあって、事業そのものが頓挫することが一番危惧されるところであります。そうなっ  
ては当然いけないと私は強く思います。そのためにも、今条例制定の設置を行う前に、きちん  
とした手順、手続が行われる必要があります、開かれた誰もが納得できる内容でなければなら  
ないと感じます。

また、禁止事項が明記されていないことも問題があると思っております。

よって、手順、手続が地方自治法上からかけ離れていると思われる下での今回の条例には賛  
成しかねますので、議案第42号について反対といたします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めま  
す。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 私は、議案第42号に対し、賛成の立場で討論をいたします。

本議案については、市民が安心して健康的な食生活を送ることができるよう、生鮮品及び生  
活必需品などを供給するための施設である複合商業施設を供用開始するに当たり、設置に関し  
必要な事項を定めるために条例を制定するものであり、設置目的、貸付者の資格、貸付契約な  
ど、必要な事項については定められているものであると判断され、またこの施設が開設され  
ること、子供たちから高齢者まで利用者にとって身近な場所において日常的な買い物をするこ  
とができる環境が整うことにもなることから、本議案に賛成いたします。

以上。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第42号について起立により採決をいたします。

この本件に対する行政常任委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について行政常任委員長の報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めま  
す。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第42号は、行政常任委員長の報告のとおり可決されました。

## 報 告 第 1 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第15号議案第43号歌志内市地域交流施設設置条例の制定について、令和4年12月13日行政常任委員会付託を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○行政常任委員会委員長（山崎瑞紀君） ー登壇ー

報告第15号 議案第43号歌志内市地域交流施設設置条例の制定について。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。議案第43号歌志内市地域交流施設設置条例の制定について（令和4年12月13日付託）。

2、審査の経過。12月14日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第43号歌志内市地域交流施設設置条例の制定について採決をいたします。

この本件に対する行政常任委員長の報告は可決すべきものであります。

本件について、行政常任委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第43号は、行政常任委員長の報告のとおり可決されました。

## 報 告 第 1 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第16号議案第44号歌志内市産業開発促進条例の制定について、令和4年12月13日行政常任委員会付託を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○行政常任委員会委員長（山崎瑞紀君） ー登壇ー

報告第16号 議案第44号歌志内市産業開発促進条例の制定について。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議

規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。議案第44号歌志内市産業開発促進条例の制定について（令和4年12月13日付託）。

2、審査の経過。12月14日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第44号歌志内市産業開発促進条例の制定について採決をいたします。

この本件に対する行政常任委員長の報告は可決すべきものであります。

本件について、行政常任委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第44号は、行政常任委員長の報告のとおり可決されました。

## 報 告 第 1 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 報告第17号議案第49号財産の貸付について、令和4年12月13日行政常任委員会付託を議題といたします。

この件について、行政常任委員会委員長の報告を求めます。

行政常任委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○行政常任委員会委員長（山崎瑞紀君） ー登壇ー

報告第17号 議案第49号財産の貸付について。

次ページをお開き願います。

行政常任委員会審査報告書。

当委員会の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。議案第49号財産の貸付について（令和4年12月13日付託）。

2、審査の経過。12月14日、委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑を省略することに決しました。

これより、議案第49号財産の貸付について、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第49号財産の貸付について、反対の立場で討論をいたします。

このたびの財産の貸付内容については、根本的にさきの歌志内市複合商業施設設置条例において、不備なくきちんとした内容であることが前提であると考えます。設置条例の内容には、禁止事項が入っておらず、道北アークスが敷地建物内でこちらの意と反したことを行っても誰もチェックができない状況が生まれる可能性があります。委員会の中では、禁止事項は規則により定めると答弁がありましたが、やはり禁止事項は、条例の第何項に定めると記されるべきであり、禁止事項を守るから安心して貸付の契約ができるのだと思います。仮に、今回の貸付が可決されたとして、その後に禁止事項が入った規則が出されたとしても、きちんとした議論も決定もできないものと思っております。

よって、さきの歌志内市複合商業施設設置条例と強く関連している今回の財産の貸付については賛成できませんので、議案第49号について反対といたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 私は、議案第49号に対し、賛成の立場で討論をいたします。

本議案については、市民の日常生活に不可欠な買い物環境を確保するため、市が設置する複合商業施設の建物及び敷地を無償及び時価よりも低い価額で貸付しようとするものであり、この貸付によって多くの市民が念願し、歌志内市にとっての長年の課題であった身近な場所での買い物環境の整備につながり、また地域活性化や雇用の創出も大きく期待できるものであると考え、本議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第49号について起立により採決をいたします。

この本件に対する行政常任委員長の報告は、可決すべきものであります。

本件について行政常任委員長の報告のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第49号は、行政常任委員長の報告のとおり可決されました。

### 意見書案第16号から意見書案第17号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第16号から日程第9 意見書案第17号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ー登壇ー

意見書案第16号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）。

意見書案第17号知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出

いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付してあります内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書(案)

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるともいわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月16日

北海道歌志内市議会

提出先

厚生労働大臣、財務大臣

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書(案)

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義をされているが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定をされていない。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されているが、知的障がい者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されている。知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は、都道府県によって対応が異なっている。

実際に、「精神障害者保健福祉手帳」を交付するところ、「療育手帳」を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって政府に対して、国際的な知的障がいの定義や、自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障がい行政・手帳制度を、国の法律による全国共通の施策

として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月16日

北海道歌志内市議会

提出先

厚生労働大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第16号带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第17号知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第17号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

## 意見書案第18号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 意見書案第18号政府の「難民」認定を国際水準まで高め、支援強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） —登壇—

意見書案第18号政府の「難民」認定を国際水準まで高め、支援強化を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。  
以上です。

---

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

政府の「難民」認定を国際水準まで高め、支援強化を求める意見書(案)

政府が、ロシアの侵略から日本に逃れたウクライナ避難民への生活費や医療費支援を決め、地方自治体の支援も広がりを見せています。難民条約では、「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員、政治的意見」の5つの理由で迫害される危険がある人が「難民」と定義されています。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が2016年に発表した「難民認定基準ハンドブック」では、「疑わしきは申請者の利益に」との原則が適用され、同ハンドブックを解説する「国際的保護に関するガイドライン12」においても、「2つ以上の国家間、国家と非国家武装集団の間、または様々な非国家武装集団の間における暴力が含まれる。ある武装集団を犯罪組織であるか、政治集団であるかといったように、殊更に分類することは、難民認定の目的の下では必ずしも必要でも、また決定的なものでもない。」として、難民認定は人道支援の立場から定義が拡大解釈されています。

また、難民認定行政と出入国管理行政が分離されていれば、難民認定の抑制につながる可能性が低くなると同時に、難民に紛れて入国を企てる集団等に対しても、入国管理もきちんとできることとなります。

よって、国においては、難民支援で人道的な役割を積極的に果たすために、ウクライナ避難民を含めた「難民」認定における解釈や適用を、すでに他の先進国で運用されている水準にまで見直し、広く戦争や紛争から逃れた避難民などを「難民」として支援することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月16日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

---

○議長(川野敏夫君) 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第18号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申出について

○議長(川野敏夫君) 日程第11 閉会中の継続審査の申出についてであります。



各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和4年歌志内市議会第4回定例会を閉会いたします。

（午前11時01分 閉会）

## 市 長 挨 拶

○議長（川野敏夫君） ここで、本年最後の議会最終日に当たり、柴田市長より御挨拶を受けたいと思います。

柴田市長、お願いいたします。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、提出いたしました各議案並びに各会計決算について議決認定を賜りましたことにつきまして、感謝申し上げます。また、一般質問におきましては、市政の各分野につきまして多数の御質問をいただきましたが、いずれも厳正に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に精査しながら、市政発展のために努めてまいるところでございます。

さて、今年も市民が主役のまちづくりを信条として、誰もが住みたいまち、次世代に誇れるまちの実現に向け、各種施策に全力で取り組んでまいりました。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢に端を発した原油価格や物価高騰などの影響を踏まえ、市民生活の安定を最優先にワクチン接種をはじめ、国や北海道による支援事業に加え、市単独の支援事業を緊急的に実施してきたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスや物価高騰など、先行きが不透明な状況が続くことが予想されます。市といたしましては、このような状況にあっても、市民の皆様の生活を守るとともに、幸せを実感できるまちづくりに力を尽くして取り組んでまいるところでございますので、引き続き議員の皆様のお指導、御助力をお願い申し上げます。

結びに、今年1年の市政運営に対する格別の御支援、御協力に重ねて感謝を申し上げ、皆様新年を御健勝にて迎えられ、ますます御活躍されますよう御祈念申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） ありがとうございました。

それでは、これで終わります。

1年間、大変御苦労さまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    川    裕    正

署名議員      女    鹿            聡